

「診療材料等物品調達管理業務委託内容詳細」

委託する業務は物品調達業務、物品管理業務、在庫管理業務、医事請求支援業務、システム運用管理業務、経営改善及び診療材料委員会に関する支援業務とし、内容は下記のとおりとする。

1 基本事項

- ア 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービス向上に寄与できること。
- イ 業務パートナーとして、当院の立場に立った業務支援ができること。
- ウ 当院の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。
- エ 当院職員と協調し、相互信頼を確保できること。
- オ 物品を一括調達し、当院に納品できること。
- カ 本業務に関する事項について、準備期間及び業務開始後も当院職員に対する周知、教育が徹底できること。
- キ 当院の職員が本来業務に専念できる業務体制を整備できること。
- ク 本業務の運営を支障なく開始できるよう運営準備を進め、平成28年4月1日より適正に業務を開始できること。
- ケ 災害時は当院と協力し診療に支障がでないよう物品確保をおこなうこと。

2 物品調達業務

- ア 新たな物品を含め当院が必要とする物品の要求に対応すること。
- イ 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で調達すること。
- ウ 価格交渉の結果を当院に報告すること。
- エ 物品の品目選択及び納入価格の決定は、当院の承認を得たうえで行うこと。

3 納品管理業務

- ア 調達した物品を各部署指定の場所に納品すること。
- イ 入荷遅延等により欠品の発生が予測される場合は、速やかに各部署への報告、調整を行い、業務に支障の生じることがないように対応すること。
- ウ 大規模事故、災害等の緊急時においても、当院が必要とする物品を迅速に納品すること。
- エ 業務実施時間内及び時間外の緊急発注に対応すること。
- オ 物品を製造業者出荷時に包装単位以下に分割し、納品可能であること。ただし、分割することが法令等に抵触する場合、物品の品質管理の上で不適切である場合等は、その旨を当院に説明し、分割は行わないこと。

4 在庫管理業務

- ア 定数補充方式により供給する物品(定数管理物品)と定数補充方式以外により供給する物品(定数外管理物品)に区別し、各々預託在庫・病院在庫として管理すること。
- イ 定数管理品について
 - ① 院内使用量に基づき各部署、物品毎に在庫定数を設定すること。
 - ② バーコードラベル（メーカー名、商品名、規格、定数、部署名、定価、償還価格、ロット番号、使用期限、払出単位を記載すること。）を作成し、発注

に係わる業務の削減を図ること。

- ③ 消費状況に基づいた定期的な定数見直し(年2回以上)を行い、適正な在庫管理に努めること。また、季節や患者数の変動に生じる随時的な見直し、当院からの要望には随時対応すること。
- ④ 当院からの定数設定の変更依頼に随時対応すること。
- ⑤ 消費するまでは受託者の資産である預託在庫とすること。

ウ 当院職員が期限切れの物品を使用しないように、使用期限(適時)、不動在庫(年2回以上)等の定期的な確認を行うこと。

エ メーカー等からの回収通知等があった場合、当院と情報共有を行うと共に速やかに該当物品を回収すること。また、物品にロット番号等の情報を付して、管理すること。

オ 不具合等のクレーム処理に迅速かつ誠実な対応を行うこと。

カ 当院の災害備蓄用在庫について、当院と協議し、適正在庫の維持に努めると共に期限の管理を行い、期限切れの発生を防止すること。

5 医事請求支援業務

ア 当院医事担当と連携し、医事シール(医事コード、商品名、規格、部署名、償還価格、保険名称、ロット番号、JANコード、使用期限を記載すること。)を作成し、医療消耗品に貼付を行い、保険請求できる物品の判別を可能にしておくこと。

イ 医事請求漏れ防止対策ができること。

6 システム運用管理業務

ア 本業務の遂行に必要な管理マスタを作成し、随時更新等を行うこと。

イ 当院の医療情報システムと医事コード等の共有を行うこと。ただし、医療情報システムと直接接続した上での連携は前提としない。

ウ 随時、診療材料情報(メーカー名、商品名、規格、JANコード、納入価格、定価、償還価格、保険区分、保険名称、部署別及び品目別使用実績、入数、単位がエクセル等の書式で外部媒体に出力可能であること。

7 経営改善及び診療材料委員会に関する支援業務

ア 定期的に当院と協議し、同種同効品の整理及び発生防止、新規採用の適正化等を提案、支援すること。

イ 新技術、新製品等に関する情報提供を行うこと。

ウ 各部署の消費実績の分析を行い、当院の経営の合理化及び効率化に貢献できること。

エ 当院が開催する診療材料委員会に出席し、物品の市場価格等の情報を基に、下記①から⑥の事項を行うこと。

- ① 市場動向等(価格情報)を基にした価格削減計画の策定、提案
- ② 価格削減計画の進捗状況の報告
- ③ 同種同行品の精査による、必要最小品目での統一価の提案
- ④ 同種同行品の精査による、より安価な同等品の調査、提案
- ⑤ サンプル等を用いた商品の事前使用による評価支援及び結果の集計
- ⑥ 商品切替時等の当院職員への切替案内、使用方法等の周知徹底

オ 年度当初に目標数値を設定し、診療材料委員会にて報告すること

